

三重とこわか国体 四日市市食品衛生対策実施要項

1 趣旨

この要項は、第76回国民体育大会四日市市医事・衛生基本計画に基づき、第76回国民体育大会「三重とこわか国体」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民及び大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 監視・指導

県、関係機関・団体等と連携し、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、大会会場等の食品販売店に対して、重点的に監視・指導を行う。

(3) 健康管理

県、関係機関・団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則

この要項は、平成31年 3月 8日から施行する。